

協農みどり内庄

山形県弁護士会 人権侵害では正勧告

農協側、撤回要求も

庄内みどり農協(酒田市)の組合員114人がコメ販売代金の正当な精算を求めた訴訟を巡り、農協が個人情報漏えいや提訴妨害などの人権侵害を繰り返しているとして山形県弁護士会からは正勧告を受けた問題で、農協は19日までに、県弁護士会に勧告の撤回を要求する可能性を示唆した。人権救済を巡る弁護士会の勧告に撤回を求めるのは全国的にも極めて異例。

組合員が農協の「個人情報取扱規程」に基づき、収集した個人情報の破棄などを要望したのに対し、農協が8日付の書面で対応を明らかにした。

弁護士会による7月9日付の「勧告・要望書」の内容を精査中で、顧問弁護士と相談の上、異なる事実関係が判明した場合は勧告などの修正や撤回を要求するとい

う。

県弁護士会人権擁護委員会の外塚功委員長は「勧告に対する異議申し立ての規定はない」と話す。日弁連の広報担当者は「日弁連の人権救済申立制度で勧告などの撤回を求められた事例は把握していない」と言う。

組合員の一人は「農協は規程通り即座に是正すべきなのに、全く対応しようとしなない。規範意識が完全に欠如している。新たな被害が生まれないように、県は厳重に指導してほしい」と訴えている。